写

健感発第 0121001 号
平成１７年１月２１日

各 都道府県 政令市 特別区 衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

米国におけるペット用ラット由来の鼠咬症による死亡事例及び
ペット用ハムスター由来の野兎病感染事例の発生について

１　情報提供

今般、米国疾病対策センター（CDC）が、ペット用ラットに由来する販売店員及び一般飼育者における鼠咬症の死亡患者発生を踏まえ、米国国内向けに注意喚起を行っているところある。（別添１：CDC 公表原文及び仮訳、別添２：「鼠咬病について」）。

また、同センターから、米国内のペットショップで販売されたハムスターから飼い主が野兎病に感染した事例も報告があったところである（別添３：CDC 公表原文及び抄訳）。

以上について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第 114 号。以下「法」という。）第３条第１項の規定により情報提供するので、御了知の上、関係者への周知をお願いする。

２　要請事項

齧歯目の動物については、適切な衛生管理が行われていない場合、感染症の病原体を人及び動物に媒介するおそれがある。今回の米国における野兎病感染事例においては、外部からの動物の侵入によって動物等取扱業者施設内に病原体が持ち込まれた可能性が指摘されているところである。

ついては、貴職におかれては、①動物等取扱業者にあっては、法第５条の２第２項に基づき、取り扱う動物等が感染症を人に感染させることがないように必要な措置を講じるように努める必要があること、②野兎病については、感染

症法に規定する４類感染症であること、にかんがみ、以下の措置を講ずるよう要請する。

（１）　輸入動物その他の動物の販売等を行う動物等取扱業者に対し、①本事例に関する積極的な情報提供を行うこと、②平成１６年１０月１日付健感発第 1019001 号本職通知「カナダにおけるハムスターでの野兎病発生事例について」を参考に、その取り扱う動物の一層の衛生管理を徹底するよう注意喚起すること、③従業員の健康の異常、異常な数の動物の死亡等、野兎病その他の感染症を疑う事例が確認された場合は、人への感染を防止するための対応について、速やかに保健所その他の行政機関に報告、相談するよう行政指導すること。

（２）　都道府県等は、野兎病その他の感染症を疑う事例に関する情報を把握した場合において、人への感染症の発生及びまん延の防止を図るため必要があると認めるときは、速やかに法第１５条第１項の規定及びその他所要の措置（法第２７条から第２９条まで及び第３５条関係）の実施に遺漏のないようにすること。

なお、法第１５条第１項の規定の実施に当たっては、平成１６年９月２２日付健感発第 0922001 号本職通知２（２）に留意すること。

あわせて、貴職におかれては、家庭等で動物を飼育する者に対し、引き続き動物由来感染症に関する正確な知識の周知について必要な措置を講じられるよう要請する。